

会 員 放 談

(横濱プロバス倶楽部)

日時 令和7年7月11日 PM 12/30~13.00

場所 YBS南幸ビル9Fホール

放談者 大里 慶三

はじめに 会員の皆様毎年債務が増えていますぞ（まじめに生活しているのに）

1. 法定相続人はどなた（2-6 参照） 国際結婚が多くなる傾向
よく出てくる言葉＝相続開始日とは

外国人の配偶者が亡くなったときは

2. 法定相続分より多く相続した場合は・少なく相続した場合は（得する・損する）が許せる（3-6 参照）？

配偶者（妻・夫）は民法では1/2だが、実際の相続では多く貰った場合とは

遺留分には気をつけよう 遺留分とは法定相続の1/2

3. 配偶者が優遇されるわけ
相続時では

存命中では

4. 相続税の計算の仕組み（5-6 参照）
累進税率を理解してください（6-6 参照）

5. 相続税の節税対策・納税対策
節税対策の具体策とは最低これだけはしてください（存命中）

納税対策とは 定期預金は金利が不満では

6. 相続時精算課税制度とは
贈与金額2,610万円まで増税がゼロだが後で相続時に相続財産に組み込まれて、相続税がかかってくる。

相 続 関 係 図

父 ・ 母	被相続人・配偶者・兄弟姉妹	子（子の配偶者）	孫
父 _____ 歳 職業 _____ 婚姻 _____ 母 _____ 歳 職業 _____	被相続人 亡 私 _____ 生 住所 _____ 職業 _____ 婚姻 _____ _____	_____ S . . 生 住所 _____ 職業 _____ 長 _____ 婚姻 _____ _____ 職業 _____ _____ S . . 生 住所 _____ 職業 _____ 婚姻 _____ _____ 職業 _____ _____ 住所 _____ 職業 _____ 婚姻 _____ _____ 職業 _____ _____ 歳 住所 _____ 職業 _____ 婚姻 _____ _____ 職業 _____	_____ 歳 職業 _____ _____ 職業 _____ _____ 歳 職業 _____

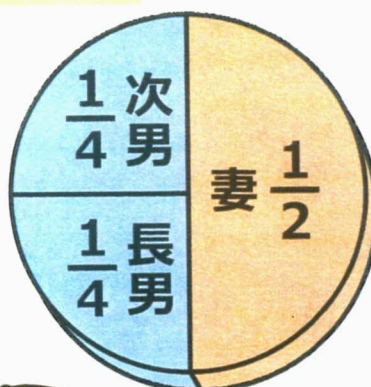
02

財産の分配はどうするの？

法定相続分はあくまでも遺産分割の目安。

法定相続分で分けるとこうなります

財産の分配

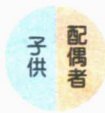
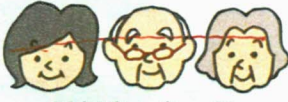


POINT

民法では法定相続人に対して法定相続分が定められています。しかし、必ずしも法定相続分で財産が相続されるわけではありません。遺言書があればまずそれが優先され、なければ法定相続人の遺産分割協議で財産が分配されます。

法定相続分はその場合の目安に過ぎません。

法定相続分はいくらか

法定相続人	法定相続分
 配偶者と子供	配偶者 $\frac{1}{2}$ 、子供全体で $\frac{1}{2}$ を分配 ◎複数の子供がいれば、子供全体の法定相続分 $\frac{1}{2}$ をさらに均等に割ります。 
 配偶者と父・母 (子供はいない)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 、父・母で $\frac{1}{3}$ を分配 
 配偶者と兄弟姉妹 (子供、両親はいない)	配偶者 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹で $\frac{1}{4}$ を分配 
 子供だけ (配偶者はいない)	子供全体で100%を分配 
 父・母だけ (配偶者、子供はいない)	父・母で100%を分配 
 兄弟姉妹だけ (配偶者、子供、両親はいない)	兄弟姉妹で100%を分配 

(注) 子供、兄弟姉妹には、代襲相続人を含みます。

特別寄与料

特定の相続人が、被相続人の療養看護等を行った場合は、相続分をプラスする「寄与分」が認められています。また、相続人以外の親族であっても、被相続人の療養看護等を行った場合は、一定の要件のもとで相続人に対して金銭の支払を請求できる「特別寄与料」が認められています（令和元年7月1日以後に開始した相続から）。

特別寄与料に対する相続税の課税関係は次のとおり定められています。

- 特別寄与者：特別寄与料を遺贈により取得したものとみなし、相続税を課税
- 相続人：支払うべき特別寄与料を、各相続人の課税価格から控除

09

相続税の税額は どのようにして求めるの？

「相続税の総額」と
「納付税額」は
違うものです。

- 1、課税遺産総額
- 2、法定相続分に応じた
取得金額
- 3、相続税の総額
- 4、各人の納付税額

この順序で
税額を
求めます

POINT

相続税の総額は、正味遺産額（13ページ参照）から基礎控除額を差し引いた残りの金額を、法定相続人が法定相続分によって相続したものと
して計算します。したがって、遺産分割の割合が変わっても、相続税の
総額が変わることはありません。

次に、実際の相続分に応じた各人の納付税額を計算します。

相続税額の計算は…

・ 正味遺産額が5億円で ・ 法定相続人が妻と子2人とする…

1 まず、「課税遺産総額」を求めます

正味遺産額

基礎控除 = 4,800万円

課税遺産総額

$$5 \text{ 億円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4 \text{ 億}5,200 \text{ 万円}$$

2 続いて、「法定相続分に応じた取得金額」を求めます

法定相続分

法定相続分に応じた取得金額

妻		4 億5,200 万円	×	$\frac{1}{2}$	=	2 億2,600 万円		
長男		4 億5,200 万円	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{1}{2}$	=	1 億1,300 万円
次男		4 億5,200 万円	×	$\frac{1}{2}$	×	$\frac{1}{2}$	=	1 億1,300 万円

3 次に「相続税の速算表」(下記)を使用して「相続税の総額」を求めます

	2 億2,600 万円	×	45%	-	2,700 万円	=	7,470 万円	
	1 億1,300 万円	×	40%	-	1,700 万円	=	2,820 万円	
+		1 億1,300 万円	×	40%	-	1,700 万円	=	2,820 万円

各相続人の法定相続分に応じた「相続税の総額」1 億3,110 万円 (A)

4 各人の納付税額 (法定相続割合で遺産をもらうと…)

妻		法定相続分 ($\frac{1}{2}$) までは	相続税 0 (23ページ参照)	相続税額 なし
長男		法定相続分 ($\frac{1}{4}$) だから A × $\frac{1}{4}$ =	3,277.5 万円	} 6,555 万円
次男		法定相続分 ($\frac{1}{4}$) だから A × $\frac{1}{4}$ =	3,277.5 万円	

相続税の速算表

各相続人ごとの法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	— 円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1 億円以下	30%	700万円
1 億円超	2 億円以下	40%	1,700万円
2 億円超	3 億円以下	45%	2,700万円
3 億円超	6 億円以下	50%	4,200万円
6 億円超		55%	7,200万円

相続税額の概算早見表

単位:万円(1万円未満四捨五入)

法定相続人 正味遺産額	配偶者と 子供1人 	配偶者と 子供2人 	配偶者と 子供3人 	子供1人 	子供2人 	子供3人 
5,000万円	40	10	0	160	80	20
8,000万円	235	175	137	680	470	330
1億円	385	315	262	1,220	770	630
1億5,000万円	920	748	665	2,860	1,840	1,440
2億円	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
5億円	7,605	6,555	5,962	19,000	15,210	12,980
8億円	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
10億円	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000
30億円	74,145	70,380	67,433	155,820	148,290	140,760
50億円	129,145	125,380	121,615	265,820	258,290	250,760

- (注) 1 正味遺産額は、借入金、葬式費用を控除し、基礎控除する前の金額です。
 2 法定相続分で遺産を分割したものととして税額を計算しています。
 3 未成年者控除などは考慮していません。
 4 相続人が配偶者だけの場合は、常に税額はゼロになります。

執筆 西浦康邦 (公認会計士)・新名貴則 (公認会計士・税理士)

企画・制作 清文社